

# 仮使用認定業務

建築物の仮使用については、「建築基準法の一部を改正する法律」により仮使用認定制度として指定確認検査機関に於いても実施できるようになり、当センターでも仮使用認定の業務を開始しました。

## I. 対象条件

### 新築工事

- ① 建築物本体の工事が完了し、建築物以外の外構工事等のみが完了していない場合
- ② 建築物本体の工事は完了していないが躯体工事や仮使用する部分の工事が完了している場合

### 増改築工事等

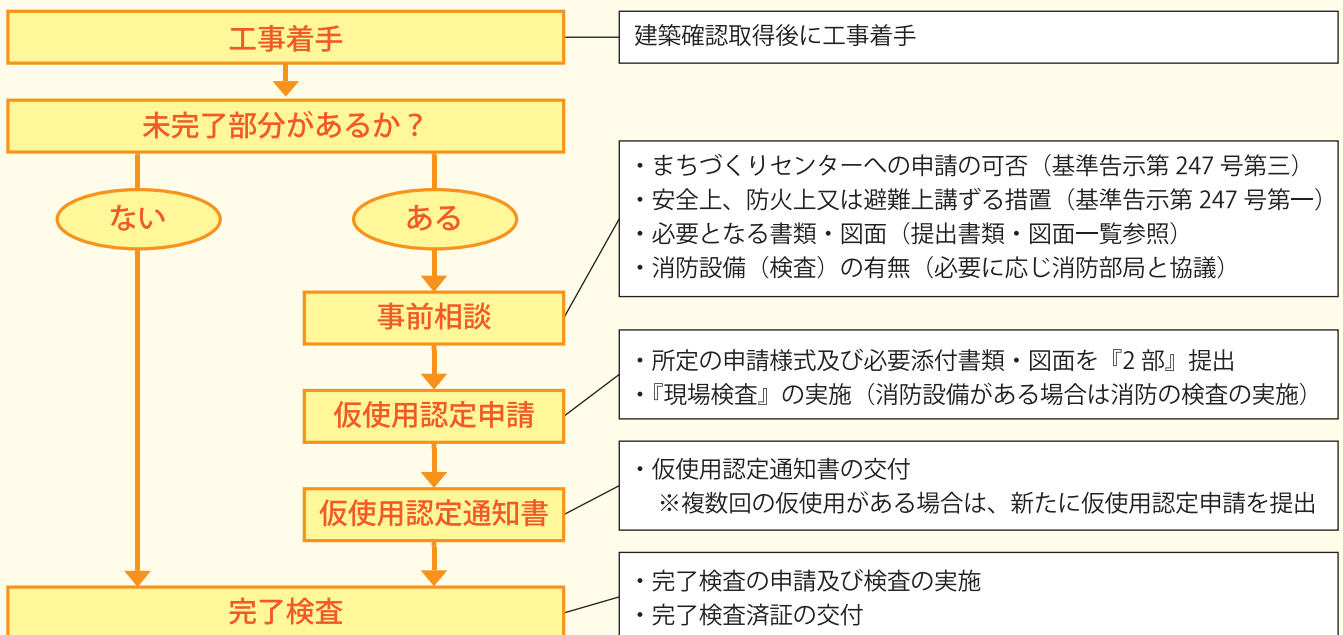
(基準告示第 247 号第三)

- ③ 増築工事で仮使用の認定の申請前に避難施設等に関する工事（仮使用の部分に係るものに限る）を完了している場合
- ④ 増築工事で増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まない場合
- ⑤ 建築物の改築（一部の改築を除く）の工事
- ⑥ 建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築（一部の改築を除く）の工事



避難施設等（建築基準法施行令第 13 条）の工事を伴う増改築等の工事については、裁量により本来の建築基準を緩和して仮使用を認めるケースが多いため、上記に掲げる工事を除き、指定確認検査機関での仮使用認定は行えません。そのような場合は特定行政庁への申請が必要となりますのでご注意ください。

## II. 仮使用認定通知書交付までの流れ



### Ⅲ. 条件・申請手数料・提出書類の一例

① 建物本体の工事が完了し、建築物以外の外構工事等のみが完了していない場合 <外構工事又は除却予定建築物残置の仮使用>

パターン	建築物条件及び申請手数料	仮使用申請時に提出するもの
	<p>&lt;工場&gt; 建築物用途区分②                      構造：鉄骨造                      階数：地上1階                      確認申請延べ床面積 (S)：1,200㎡                      仮使用部分の床面積 (S)：1,200㎡                      除却予定建物の除却工事未了</p> <p>仮使用認定申請手数料：85,000円                      (仮使用部分 S：1,200㎡)</p> <p>完了検査申請手数料：20,000円                      (完了検査部分：100㎡以内)</p>	<p>仮使用申請書</p> <p>委任状 ※確認申請時に提出した場合は不要</p> <p>(当時の確認申請書類)</p> <p>平面図</p> <p>安全計画書</p> <p>断面図</p> <p>耐火構造等詳細図</p> <p>配置図</p> <p>その他</p> <p>告知第2</p> <p>規則4条16第2項</p> <p>まちづくりセンターへ提出</p>

一 仮使用部分を示す

② 建築物本体の工事は完了していないが躯体工事や仮使用する部分の工事が完了している場合 <一般的な仮使用>

パターン	建築物条件及び申請手数料	仮使用申請時に提出するもの
<p>②-1</p>	<p>&lt;共同住宅&gt; 建築物用途区分②                      構造：RC造                      階数：地上10階                      確認申請延べ床面積 (S)：4,500㎡                      仮使用部分の床面積 (S1)：4,100㎡                      工事部分の床面積 (S2)：400㎡</p> <p>仮使用認定申請手数料：120,000円                      (仮使用部分 S1：4,100㎡)</p> <p>完了検査申請手数料：180,000円                      (完了検査部分 S：4,500㎡)</p>	<p>仮使用申請書</p> <p>委任状 ※確認申請時に提出した場合は不要</p> <p>(当時の確認申請書類)</p> <p>平面図</p> <p>安全計画書</p> <p>断面図</p> <p>耐火構造等詳細図</p> <p>配置図</p> <p>その他</p> <p>告知第2</p> <p>規則4条16第2項</p> <p>まちづくりセンターへ提出</p>
<p>②-2</p>	<p>&lt;工場&gt; 建築物用途区分②                      構造：鉄骨造                      階数：地上1階 (申請棟数2 別棟)                      確認申請延べ床面積 (S)：2,050㎡                      仮使用部分の床面積 (S1)：850㎡                      工事中部分の床面積 (S2)：1,200㎡</p> <p>仮使用認定申請手数料：61,000円                      (仮使用部分 S1：850㎡)</p> <p>完了検査申請手数料：85,000円                      (完了検査部分 S2：1,200㎡)</p>	<p>まちづくりセンターへ提出</p> <p>※安全上の措置等に関する計画書は                      特定行政庁に提出してください。</p>

一 仮使用部分を示す

上記の申請手数料は一例です。その他のケースの申請手数料や愛知県・神奈川県内\* につきましては、当センターのホームページまたはお近くの窓口へお気軽にご相談ください。(\* 愛知県・神奈川県内については地域別割増手数料がかかる場合がございます) なお、省エネ適合性判定を受けた建築物は、割増手数料がかかる場合がございます。